(職員引継一般独立行政法人である公立大学法人組合員)

1 割合表

(単位:千分率)

1 101 10										
	項目		大学法人職員	大学法人役職員	公益法人派遣	短期組合員	任継組合員	関連条文等	_	備考
短期	掛金負担金	標準報酬月額	42.10	42.10	42.10		84.20	定28条1項	定附	
		標準期末手当等標準報酬月額						定28条の2 定28条の3		:公立学校共済組合定款 :公立学校共済組合定款附則 :地方公務員共済組合連合会定款
		標準期末手当等	42.10	42.10	42.10			正20末0/3		
	育休·介護	標準報酬月額			0.08			法113条4項1号、	連定附	:地方公務員共済組合連合会定款附則
-	公的負担	標準期末手当等標準報酬月額						令29条、告示	法令	: 地方公務員等共済組合法 : 地方公務員等共済組合法施行令
福祉	掛金 負担金	標準期末手当等	1.41	1.41	1.41			定28条1項	中 告示	:総務省告示
		標準報酬月額							一元化	:地方公務員等共済組合法運用方針
	吳远亚	標準期末手当等	1.41	1.41	1.41					:被用者年金制度の一元化等を図るための
短期合計率	掛金	標準報酬月額	43.51	43.51	43.51		84.20	任継平均給料額		厚生年金保険法等の一部を改正する法律
		標準期末手当等						410,000円		:厚生年金保険法
	掛金	標準期末手当等	43.51	43.51	43.59 8.82			定28条1項 定28条の2		
•		標準報酬月額					17.64			
介護		標準期末手当等		8.82			17.04			
合計		標準報酬月額			8.82					
率	負担金	標準期末手当等	8.82	8.82						
E	保険料	標準報酬月額	/ 標準報酬月額	× 保険料率(183	3 00) ÷ 3			厚年法81条4項 (H30.9~)		
生		標準期末手当等	標準期末手当等) " MR41-(100	.507 . 2					
年金	事業主負担分	標準報酬月額標準期末手当等	(標準報酬月額 標準期末手当等)	保険料率(183.00) -	組合員保険料総額					
保除	基礎年金	標準報酬月額	41.60	41.60	41.60			法113条4項2号、		
陕	公的負担	標準期末手当等	41.00	41.00	41.00			令29条の2、告示		
退職等年金	掛金	標準報酬月額標準期末手当等	7.50	7.50	7.50					
	7.17.A	標準報酬月額	7.50	7.50	7.50			連定20条別表5		
	負担金	標準期末手当等	7.50	7.50	7.50					
经通的	公務等給付 負担金	標準報酬月額	0.1105	0.1105	0.1105			運5章一元化附則第75 条関係、R3.9.29地共連		
期		標準期末手当等	原业生态					年第457号		
	自加費用率 準報酬月額)	その他	厚生年金		16.3/1000					
(1ポート以口川 /] 竹泉/			経過的長期 短期·介護		98,000					
	K限度額		厚生年金		88,000					
(標準報酬月額)			退職等年金	98,000						
		短期	標準報酬月額		1,390,000					
最高限度額		介護	標準期末手当等		5,730,000					
		厚生年金	標準報酬月額		650,000					
		退職等年金	標準期末手当等		1,500,000					

- (注) 介護保険の第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の法人職員です。
 - ・ 後期高齢者は、75歳以上の法人職員です。
 - ・ 育児休業期間中における掛金及び負担金免除の対象は以下のとおりです。なお、免除の期間は、育児休業を開始した日の属する月から当該育児休業に係る子が3歳に 達する日の翌日の属する月の前月までとなります。

また、平成26年4月から、産前産後休業期間中における掛金及び負担金も免除されます。免除の期間は、原則として出産日以前42日から出産日後56日までとなります。

掛金 : 短期・福祉・介護・退職等年金 負担金: 短期・福祉・介護・退職等年金

保険料:厚生年金保険

- ・ 再任用職員(フルタイム(週40時間勤務))については大学法人職員と同じ扱いになります。
- ・ 役職員となる者は、理事長、副理事長、理事及び監事です。ただし、理事長とは別に学長が任命された場合は、当該学長も役職員となります。
- ・ 短期適用の期末手当等・標準期末手当等に係る掛金・負担金の最高限度額は、年度の累計額により算定することとなります。

2 令和4年度追加費用率

地方公共団体名		基本追加	支給率に基づく補正率			支給開始年齢に基づく補		基づく補正率	通算規定に基づく補正率		追加費用率 E
		費用率 A	基本率	最短年金年限	加算率	率 B	支給開始年齡	率 C	旧長期組合員の滅算率	率 D	$(A \times B \times C \times D)$
北海道(そ	厚生年金分	16.3	1_3	17	<u>1</u>	1.0000	45	1.0000	通算制度なし	1.0000	16.3000
の他の職		1,000									1,000
公立大学を	経過的長期 給付分	1.8									1.8000
含む		1,000									1,000

- ・ 地方公共団体等が追加費用として令和4年度に負担すべき金額は、令和4年4月1日における当該地方公共団体等の職員である組合員の標準報酬等合計額に12を乗じて得た額に 追加費用率(F)を乗じて得た金額です。
- ・ また、標準報酬月額の改定が令和4年4月1日から遡及して実施された場合は、追加費用負担金額に差額が生じることから、別途当職から差額についてお知らせします。

3 令和4年度事務費負担金・補助金単価

組合員一人あたり 6,340円 (令和4年4月1日現在の組合員数により算定)

4 令和4年度特定検診負担金単価(後期高齢者を除く)

組合員一人あたり 117円 (令和4年4月1日現在の組合員数により算定)